知的障害児福祉施設のための「第三者サービス評価基準」 作成の試み

三谷 嘉明·古屋 健*

An Attempt to Establish a Standard for "the Evaluation of Services by the Third-Party Technical Organizations": In the Case of Welfare Facilities for Intellectually Disabled Children

Yoshiaki Mitani and Takeshi Furuya

序

平成12(2000)年、戦後の社会福祉の基本的枠組みを定めていた「社会福祉事業法」が「社 会福祉法」に改正・改称され、それを契機として厚生労働省による社会福祉基礎構造改革は着 実に実施されている。平成13年,厚生労働省は基礎構造改革の一環として打ち出された「福祉 サービスの第三者評価事業」の実施に向けて、「福祉サービスにおける『第三者共通評価基準』」 (以下、評価基準と称する)を公表し、評価の指針を明らかにしている"。それによれば、「評 価基準」の基本理念は、 利用者の主体性の尊重、 自己選択や自己決定の尊重、 イゼーション、 エンパワメント、 生活の質(QOL)の保障及び向上、の5項目である。こ の基本理念は現在の国際福祉理念にも合致する妥当なものである。しかし、いかに理念が素晴 らしくともそれらが実践に具現化されなければ意味がない。今回の「評価基準」は5つの理念 を実現させるために、(1)大項目として、 人権への配慮、 利用者に応じた個別支援プログラ 日常生活支援サービス、 生活環境の整備、 地域との連携、 役員及び職員の研修、 緊急時の対応の7領域が設定されている。「評価項目」はこれからの社会福祉施設に相応しい システム・サービス内容を評価するが、「質的評価」については各施設・地域の独自性を最大限 に尊重する立場から最小限度に規定されたようである。都道府県・市また障害者種別ごとの団 体はこの評価基準を基に独自の評価基準の作成にとりかかり、実施の現状にある。

われわれはこの「評価基準」が成人更生施設のための基準のように思われ、特に知的障害幼児通園施設の「評価基準」としては若干の修正を要するとの観点から、「知的障害児福祉施設の評価基準」作成の試みを行った。

知的障害幼児・児童の福祉施設のための「評価基準」の試み

1.厚生労働省作成「共通評価基準」とは何か

厚生労働省の「評価基準」とは一体どのような構成になっているかについて、同省による解説を見てみよう(厚生労働省、平成13年度版)、「評価基準」の解説によれば、(1)社会福祉法第78条では「社会福祉事業の経営者は、自らその提供する福祉サービスの質の評価を行うことそ

^{*}群馬大学教育学部

の他の措置を講ずることにより、常に福祉サービスを受ける者の立場に立って良質かつ適切な福祉サービスを提供するよう努めなければならない。」として、利用者の立場に立って、サービスの質の向上を図ることに努力することを求めている。評価の目的は、 利用者主体のサービスとは何か、利用者の生活の質(QOL)やエンパワメントを確保するためにはどのような取り組みが必要かということを考えること。 利用者に質の高いサービスを提供する取り組みを継続的に行うための目安となることにあり、評価の過程を通して施設全体で、検討や取組が行われることが重要とされる。

(1)評価基準作成に当たっての基本的な考え方として、「人権の尊重」を重視し、以下のからを基本に評価基準は作成されている。すなわち、利用者の主体性の尊重、自己選択や自己決定の尊重、ノーマライゼーション、エンパワメント、生活の質(QOL)の保障及び向上、である。

(2)障害関係種別を横断的に見る共通の評価基準。評価基準の対象施設が数十種類に及ぶことから、できるだけ全ての施設で共通に利用できるように、施設の組織と体制(システム)を参考に、以下の点を考慮して作成されている。 サービスが人権を重視する理念のもとに一定の体制や方法により実施されているか。 実施されるサービスは、利用者と十分合意を得ているか。 実施されたサービスを検証する体制を持っているか。 検証結果をもとに改善を図っているか。 組織の体制やサービスの内容が可能な限り文書化されているか。評価基準の内容は、組織や体制を評価することを中心として、一部具体的なサービス内容の評価を含む、いわば「混合型」となっている。

(3)施設種別毎の評価基準について。施設種別の特殊性を踏まえ、それぞれ特色あるサービスの提供が求められるところであり、自主的で、自由な発想によるサービス提供を図ることが重要である。このため、施設種別毎の団体等が自ら作成し、サービス向上へ向けた取り組みが期待される。

2.評価基準の内容

評価内容等は、解説、基本理念、共通評価、評価結果整理表の4部から構成されている。(1) 基本理念。基本理念は、利用者の権利擁護、利用者主体のサービス、地域に開かれた施設、である。(2)障害者・児施設のサービス共通評価基準は、領域別に7つの大項目を設定している。すなわち、人権への配慮、利用者に応じた個別支援プログラム、日常生活支援サービス、生活環境の整備、地域との連携、役員及び職員の研修、緊急時の対応、である。中項目は大項目で示した領域をさらに細かく分類したものである。小項目は、中項目に沿って具体的な質問がされる。着眼点は、小項目の質問にどのような意味があるかを示しており、各々の着眼点に該当する場合は、そこへチェックを入れていくものである(厚生労働省、平成13年度版)。

3.「知的障害児施設のための評価基準」試案について

われわれは知的障害児施設を評価することを念頭に、厚生労働省の「評価基準」の理念と評価内容を詳細にわたって検討した。

まず、評価理念そのものは国際的な福祉理念の潮流から見ても妥当であることが確認された (古屋・三谷; 2004, 2005, 三谷・古屋; 2004)。

利用者の主体性の尊重について:これまでの福祉サービス提供は行政主導型、あるいは施

設経営者主導型であったことは否めない。特に、知的障害児・者は主体性が乏しいとの独断・ 偏見によって、主体性を伸張する発想と方法の確立が遅れていた。知的障害の程度や年齢に関 係なく、今後は可能な限り知的障害児・者の自主性を伸張することの重要性や方法論の確立が 急がれる。まず、施設現場で働く職員の意識改革が重要であろう。

自己選択や自己決定の尊重について:自己決定を尊重することは、言うまでもなく人間の 尊厳を保障する基本的構成要素である。しかし、これまでの福祉施設において、利用者の個性 や「自己」がどれほど尊重されてきたであろうか。施設の日常は集団指導が優先され、個人の 嗜好・興味・関心にどれほど個別的な配慮がされてきたであろうか。自己決定や自己選択の能 力は乏しいとの考えから、それらを可能にする配慮や環境整備・指導方法の探究が行われてき たであろうか。特に、知的障害幼児に対する自己決定・自己選択の能力はそれら機会の準備な しには不可能である。われわれの経験から見て、指導者の児童の人格尊重の視点、環境整備(モ ンテッソーリ教育法は有効であろう)関わりの方法によっては、それら能力の形成はかなり可 能であると思われる。

ノーマライゼーションについて: これはいかなる障害児・者に対しても、「かかわり」の原理であり、特に、発達の可塑性の高い、また遊びを中心とした関係が比較的形成されやすい、幼児期からの障害児と健常児の可能な限りの触れ合いの機会の設定は、福祉施設間の交流、地域における交流を通して実現しなければならない。最近の統合保育の研究成果から見ても、その効果は実証できる。

エンパワメントについて。障害児の潜在的可能性は実際の活動を通して顕現するし、成功 経験の蓄積によって自尊心・自信を得て、さらに行動が活発化する、という個体と環境との相 互作用の循環が増大する。障害幼児に関わらす、行動には自信・自尊心は不可欠であるので、 エンパワメントの視点は重要である。

生活の質(QOL)の保障及び向上について:QOLは福祉サービスのアウトプットを測定する指標として重視されてきた。障害児施設サービスでは、障害児自身はもちろん、障害児の保護者のQOLへの配慮も必要である。ただし、QOLは主観的な評価や満足度を重要な構成要素としているため、これまで障害児や障害幼児のQOLが深く考察されたことはなかった。そのため、障害児や障害幼児のQOLをどのようにして捉えるのか、その方法論の開発が急務である。残念ながら、現段階では有効な解決法はない。われわれの試案の中でも、この点についてはまだ不十分であると言わねばならない。

次に、われわれは評価の7領域についても、施設のシステム評価として基本的に妥当であるとの結論に達した。しかし、この「共通評価基準」は主として成人を対象としており、きめ細かな発達支援を必要とする知的障害幼児・児童のための福祉施設の「評価基準」とするには若干の修正を必要とする。特に、発達支援の評価項目の内容と質的な評価を可能にする「評価基準」の検討が急務である。

そこで本研究では、知的障害を持つ幼児・児童のための施設サービス評価基準作成の試みとして、厚生労働省による平成13年度版共通評価基準の修正案を提案する。以下、われわれは評価の主旨について検討したが、大項目の 人権への配慮、 利用者に応じた個別支援プログラム、 日常生活支援サービス、 生活環境の整備、 地域との連携の5領域に対する評価の主旨に関してのみ、厚生労働省案とわれわれの修正案を示す。なお、領域の 役員及び職員の研修、 緊急時の対応、については修正の必要はないと判断したため、省略してある。下線の部分はわれわれが修正した部分である。厚生労働省案に依拠した主旨であるので、対象者の違い

による違いは基本的になく、字句の修正に留まっている。

中項目、小項目、着眼点は対象者によってかなり違いが見られるが、ここでは紙面の都合に よって省略するが、簡単に述べる。

A.「人権への配慮」について

(厚生労働省案)

「<u>個人</u>が尊厳をもってその人らしい自立した生活が送れるよう支援する」という理念に基づき、 施設の理念や基本方針が明示され職員に認識されているか、 利用者の人権が擁護され、 <u>主体的な</u>利用が可能となっているか、 人権侵害を決して<u>起こさないための体制</u>ができているか、 プライバシーが保護されているかといったことをここでは評価します。

また、日々の営みや活動においては、利用者の<u>意向</u>を尊重し、見守りと支援の姿勢を持って 生活範囲が広がるように 絶えず努力し、施設で提供するサービスが利用者のニーズに<u>応えるものとなっていなければならないというサービス提供者の姿勢が</u>明確に示される必要があります。 さらに苦情解決や必要な改善を行う体制が確立されているかという点も重要な評価対象になります。

(修正)

「<u>幼児</u>が尊厳をもってその子らしい自立した生活が送れるよう支援する」という理念に基づき、施設の理念や基本方針が<u>利用者の家族等に</u>明示され職員に認識されているか、 利用者の人権が擁護され、<u>施設の楽しい</u>利用が可能となっているか、 人権侵害を決して<u>起こさない体制</u>ができているか、 プライバシーが保護されているかを評価します。

また、<u>サービス提供者は利用者の日々の活動において、</u>利用者の<u>自発性</u>を尊重し、見守りと 支援の姿勢を持って<u>日常生活能力が高まるよう</u>絶えず努力し、提供するサービスが利用者の個 別ニーズに<u>応える姿勢</u>を明確に示される必要があります。さらに<u>家族等</u>の苦情解決や必要な改 善を行う体制が確立されているかという点も重要な評価対象になります」。

全ての着眼点の項目にわたって修正を必要とするが、特に中項目、(3)人権の擁護、「全員の接し方は、利用者一人ひとりの尊厳を守っていますか」の 4,5,「市民としての基本的な権利行使への配慮と支援がなされていますか」の 1,2,3,5,7,の着眼点は削除した。

B .「利用者に応じた個別支援プログラム」について

(厚生労働省案)

「施設の利用を希望する人達の個別ニーズは、<u>自立生活や職業自立を目指すとか、施設内で安定した生活を実現したい等というように</u>、多種・多様です。施設の側はこうした利用者の個別のニーズに応えられるかどうか、<u>施設種別</u>や施設機能を<u>含めて</u>検討し、<u>自らの施設を利用に供することができるかどうか</u>判断しなければなりません。また、<u>施設サービスの全てにおいて</u>、利用者の生活の質(QOL)を重視し、<u>さらには</u>自立を目指すエンパワメントの視点も<u>忘れてはなりません</u>。ここでは、<u>これら</u>2つの視点を基礎として、障害の内容や程度に拘わらず、利用者一人ひとりに個別支援が行われているか否かを評価します。

まず、<u>施設利用の希望が示されると</u>相談面接が行われます。そこで利用者の要望が明らかにされ、施設側は、<u>自らの</u>基本方針やサービスの内容を説明します。利用が決定<u>したら</u>、施設は、担当職員あるいは担当チームを決め、利用者や必要に応じて家族等とも相談しながら、個別支

援計画を策定します。施設利用の開始とともに、個別計画に基づくサービスが提供される必要があり、その結果、個別計画は見直しされることもあります。ここでは、こうした一連のサービスの提供過程に関する事項を評価します」。

(修正)

「施設の利用を希望する幼児達の個別ニーズは、自発的活動や学習活動、社会性を高めるとか、施設内で楽しい活動等を達成したとか、多種・多様です。施設の側はこうした利用者の個別ニーズに応えられるかどうか、施設機能を検討し、利用者に供せられるかどうか判断しなければなりません。また、施設の全サービスは利用者の生活の質(QOL)を重視し、自立を目指すエンパワメントの視点も必要になります。ここでは、2つの視点を基礎として、障害の内容や程度に拘わらず、利用者一人ひとりに個別支援が行われているか否かを評価します。

個別支援の手続きは、まず、利用の相談面接が行われます。そこで利用者の要望が明らかにされ、施設側は、基本方針やサービスの内容を説明します。利用が決定すれば、施設側は、担当職員あるいは担当チームを決め、利用者に関して家族等とも相談しながら、個別支援計画を策定します。施設利用の開始とともに、個別計画に基づくサービスが提供される必要があり、その結果、個別計画は見直しされることもあります。ここでは、こうした一連のサービスの提供過程に関する事項を評価します」。

全ての着眼点の項目について修正を必要とするが、この領域は特に知的障害幼児施設の中心となる領域である、それだけに詳細な検討が必要であるので、修正案は掲載した。

C.「日常生活支援サービス」

(厚生労働省案)

「利用者がその人らしい<u>快適な</u>生活を送るためには、利用者自身の<u>自己決定</u>を尊重するサービスの基本理念が必要になります。また、サービスの提供に際しては、支援方法・環境の整備・介護技術等の質を高める努力を重ねながら、一方では会議や研修を通じて職員の共通認識を図る必要があります。

一人ひとりの利用者の支援のためには、利用者 (および必要に応じて家族等)の意向を尊重しながら、個別支援計画を策定し、それに基づくサービスを提供しなければなりません。その場合、意思伝達に制約のある人については、その人固有の伝達手段を探って、できる限り利用者の要望や意見を理解しようと努力することが肝要です。

個別支援計画の策定に当たっては、「2 利用者に応じた個別プログラム」で示されるプロセスに沿って、自己決定に必要な情報を提供します。そして、実施しているサービスの内容については、定期的にチェックしながら、計画の改善を図って行くことが重要です。ここではこのようなことを評価します」。

(修正)

「利用者がその人らしい<u>楽しく有意義な</u>生活を送るためには、<u>可能なかぎり</u>利用者自身の<u>要求を</u>尊重するサービスの基本理念が必要になります。また、サービスの提供に際しては、支援方法・環境の整備・支援技術等の質を高める努力を重ねながら、一方では会議や研修を通じて職員の共通認識を図る必要があります。

一人ひとりの利用者の支援のためには、利用者の<u>家族等の</u>意向を尊重しながら、個別支援計画を策定し、それに基づくサービスを提供しなければなりません。その場合、意思伝達に制約のある幼児については、その幼児固有の伝達手段を探って、できる限り利用者の要望や意見を

理解しようと努力することが肝要です。

個別支援計画の策定に当たっては、<u>家族等</u>に必要な情報を提供します。そして、実施しているサービスの内容については、定期的にチエックしながら、計画の改善を図って行くことが重要です。ここではこのようなことを評価します。

全ての着眼点は修正を必要とするが、中項目の(1)食事、「個別支援計画に基づいた食事サー ビスが用意されていますか」の着眼点に関しては新たに 3 , 食行動(座る、食器の使用、配 膳、配分、後片づけ、偏食、食事マナー等)の形成の支援が個別になされているか、を追加し た。中項目(2)入浴の着眼点は幼児通園で必要としないので、全面的に削除した。中項目(6)睡眠 の着眼点も全面的に削除した。中項目(8)余暇・レクリエーションは日課に修正した上、 1, 2, 3, 4,は削除したが、追加項目として、 5,身体的発達(粗大と微細等)を促 進する個別・集団のプログラムが用意されている。 6,認知的発達(遊び活動、言語行動等) を促進する個別・集団のプログラムが用意されている。 7,情緒的発達(音楽、リトミック 等)を促進する個別・集団のプログラムが用意されている。 8,社会性の発達(対人関係ス キル等)を促進する個別・集団のプログラムが用意されている。この追加した4項目は極めて 重要であり、これは療育内容の質を問うことになる。中項目(9)外出は、 1, 削除し、中項目(10)外泊は、1,2,3,削除。中項目(11)所持金・預かり金の管 理、 預かり金について、適切な管理体制が作られている、 1, 2, 3, 4, 5, は削除、 金銭等の自己管理ができるように配慮されていますか、 1, 2, した。中項目(12)生活内容の自由な選択、 新聞・雑誌の講読・テレビ等の利用は自由にで きますか、 1, 2, 3,は削除、 嗜好品(酒、たばこ等)については、健康上の影響 等に留意した上で、基本的に個人の自由が認められていますか、 1 , 2 , 3 ,は削除す る。

D.「生活環境の整備」について

(厚生労働省案)

「利用者へ快適な生活環境を用意することは、すべてのサービスの前提条件となります。生活環境を考える場合には、利用者の立場からの視点と施設周辺の地域への影響という二つの視点が重要になります。ここでは施設がその生活環境について定期的な点検を行い、可能な限りの工夫や改善をしているか否か、ということを評価するものです」。

(修正)

「利用者<u>に楽しい</u>生活環境<u>の用意が</u>、すべてのサービスの前提条件となります。生活環境を考える場合には、利用者の立場からの視点と施設周辺の地域への影響という二つの視点が重要になります。ここでは施設がその生活環境について定期的な点検を行い、可能な限りの工夫や改善をしているか否か、ということを評価するものです」。

全ての着眼点は修正の必要があるが、中項目(1)生活環境の整備、 一人になれる場所や部屋、 又は小人数でくつろげる場所や部屋がありますか、の 3 , 4 , は削除。小項目 施設周辺 の環境への配慮がなされていますか、の 3 , は削除する。

E.「地域との連携」について

(厚生労働省案)

「通所・入所を問わず、施設は地域の中の社会的資源として存在します。当然、その利用者

は、もともとそれぞれの地域に属する<u>一員</u>ですが、同時にその施設が属する地域の一人として 大切な存在になります。そうした施設利用者が、その地域の<u>人々</u>と好ましい関係を作ることは、 <u>自立</u>への大切なプロセスであり、同時に、それは施設と地域の相互交流の架け橋になることを 意味します。

施設は、地域住民からみれば、しばしば貴重な社会資源です。施設の持っている機能は、単に利用者のものではなく、地域の人々にとっても活用できるものと考えられるからです。一方、施設の側からみれば、地域との連携を深めることによって、そのサービス機能はさらに充実・向上するものです。

ここでは、地域に開かれた施設であるか否か、そして、その結果、利用者のニーズをより効果的に満たしているか否か、ということを評価します」。 (修正)

「施設は地域の中の社会的資源として存在します。当然、その利用者は、もともとそれぞれの地域に属する<u>幼児ですが、同時にその施設が属する地域の一人として大切な存在になります。</u>そうした施設利用者が、その地域の<u>幼児達と好ましい関係を作ることは、発達への大切なプロセスであり、同時に、それは施設と地域の相互交流の架け橋になることを意味します。</u>

施設は、地域住民からみれば、しばしば貴重な社会資源です。施設の持っている機能は、単に利用者のものではなく、地域の人々にとっても活用できるものと考えられるからです。一方、施設の側からみれば、地域との連携を深めることによって、そのサービス機能はさらに充実・向上するものです。

ここでは、地域に開かれた施設であるか否か、そして、その結果、利用者のニーズをより効果的に満たしているか否か、ということを評価します。

かなりの着眼点は修正を必要とするが、中項目(1)地域との交流、 他施設を含む地域との交流を進めていますか、の 1 , 2 , 削除する。(2)地域生活支援サービス、の着眼点 1 , 2 , 3 , 4 , 削除する。(4)地域内の諸機関との提携、の着眼点 3 , は削除する。

4.「利用者に応じた個別支援プログラム」評価項目について

この領域は知的障害幼児の療育の鍵になる重要な領域である。すなわち、発達の可塑性の高い幼児期に、発達の基礎機能の徹底した個別指導は不可欠である。特に中項目(2)個別支援計画の策定、(3)個別支援計画の実施は重要である。厚生労働省案は施設のシステムの評価であるので、実際の指導内容・方法についての評価は行っていない。現場の療育の質を問うにはこの評価項目を全面的に修正しなければならない。多数の施設長、施設指導主任、指導員のヒアリングでも、同様のことが指摘された。福祉施設の質を問うなら、個別(集団)支援プログラムの内容の評価が必ず必要であるが、各施設の指導理念、指導・療育内容や方法・形態、施設の歴史、施設の地域性、職員の指導力、等によってかなりの違いが出てくることも事実であるので、画一的なプログラムの設定はかなり難しい。しかし、知的障害幼児の発達促進に共通な機能促進(身体的、認知的、情緒的、社会的)に対する最小必要限度の療育内容・方法・形態の評価は今後、必ず必要である。

5.要約と展望

本論では、厚生労働省が打ち出した「福祉サービスにおける『第三者共通評価基準』」による 知的障害児福祉施設評価の在り方について検討した。第三者評価の基本理念については、現在 の福祉思想の潮流に沿ったものと評価できるが、障害児施設の中でその理念を具体的な形で実現する方策については、さらに十分な検討が必要であると考えられる。また、評価基準については、障害児福祉施設向きに修正が必要である。そこで本論では、共通評価基準を基に障害児福祉施評価のための修正案を提案した。紙面の都合で、全体を示すことはできなかったが、特に大きな修正が必要と思われる「利用者に応じた個別支援プログラム」領域の評価基準については、詳細な検討を加えた。

すでに、各自治体では保育所や高齢者福祉施設などを中心に、第三者評価事業は着実に実施 に移している。しかし、相対的に障害児福祉施設での実施は立ち後れているのが現実である。 そこにはいくつもの理由が指摘されるが、何よりもまずスタートを切ることが必要であろう。 本論で示した試案がそのための嚆矢となることを望む。

引用・参考文献

厚生労働省 平成12年度「障害者・児施設のサービス共通評価基準」による各施設の自己評価実施状況について. 厚生労働省 社会・援護局障害保健福祉部 平成12年 知的障害児(者)基礎調査結果の概要(平成12年9月1日調査) http://www.mhlw.go.jp/houdou/0109/h0919-3.html.

厚生労働省福祉サービスの質に関する検討会、「福祉サービスにおける第三者評価事業に関する報告書」

http://www.mhlw.go.jp/shingi/0103/s0323-3.html,1-45.

厚生労働省 福祉サービスにおける「第三者共通評価基準」

厚生労働省 第三者評価事業の実施状況等についての総括表、

http://www.mhlw.go.jp/topics/2002/11/tp1101-2/html.

- 厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部 平成13年度版「障害者・児施設のサービス共通評価基準」,社会福祉法人全国社会福祉協議会 平成13年度評価調査者要請研修会参考資料.
- 三谷嘉明・古屋 健 2002 知的障害を持つ高齢者のQOLの概念と評価に関する研究 平成 9~10年度科学研究 補助金基盤研究(C)(課題番号09610283)研究成果報告書.
- 古屋 健・三谷嘉明 2004 知的障害を持つ人の自己決定.名古屋女子大学紀要人文社会編,第50号,41-53頁
- 古屋 健・三谷嘉明 2005 知的障害を持つ人のQOL.名古屋女子大学紀要人文社会編,第51号,127-138頁
- 三谷嘉明・古屋 健 知的障害を持つ人のセルフ・アドボカシー促進プログラム,2005,3,81-92.
- 日本知的障害者福祉協会第三者評価基準検討委員会 知的障害施設における第三者評価のあり方 サービス評価 基準の利用にあたって ,(財)日本知的障害者福祉協会、2002.
- 日本知的障害者福祉協会調査研究委員会 知的障害児・者施設における支援メニューの整理と体系化に向けて 第1次研究報告 ,(財)日本知的障害者協会,2001.
- 社会福祉法人 全国社会福祉協議会 全国社会就労センター協議会,入所社会就労センターのサービス共通評価基準,1-36.
- 記:本研究は、平成15-16年度科学研究費補助金基盤研究(C)(2)代表責任者・三谷嘉明「知的障害児福祉施設のための『第三者サービス評価基準』作成の試み」(課題番号15530384)を得て行われた。また、16年度名古屋女子大学特別研究助科学研究費差額助成費を得て行われた。

表1.「利用者に応じた個別支援プログラム」評価項目の修正(その1)

な・・ 初川日にからに回加又級ノロノノム」 II III () () () ()					
中項目	小項目 (質問項目)	着眼点	修正着眼点(幼児通園施設)		
(1)施設利用の 相談と選択	①利用者や家族等に は施設サービスの 内容を十分理解し た上で、施設利用を	1.相談面接では、施設の基本方針・ 利用条件・サービス内容等につい て、資料や文書に基づいて説明して いる。	□ 1.相談面接では、施設の基本方針・ 利用条件・サービス内容等につい て、資料や文書に基づいて説明して いる。		
	選択するように支 援していますか。	2.施設を案内するだけではなく、体験する機会(注:施設として独自に工夫しているサービス)を設けている。	□ 2.施設を案内するだけではなく、体験する機会 (注:施設として独自に工夫しているサービス)を設けている。		
		る。 3.相談面接で明らかとなった、 <u>利用</u> 者の要望事項等を記録するととも に、記録した事項は、 <u>利用者(及び</u>	□ 3.相談面接で明らかとなった、 <u>利用</u> <u>者の家族等</u> の要望事項等を記録す るとともに、記録した事項は、 <u>利用</u>		
		必要に応じて家族等)の確認を得ている。4.他の施設等の利用が望ましいと	者の家族等の確認を得ている。 □ 4.他の施設等の利用が望ましいと 考えられる場合には、利用者の家族		
		考えられる場合には、利用者(及び 必要に応じて家族等)の了解を得 て、連絡・依頼・紹介状の作成等を 行い、必要な場合には同行して引き	等の了解を得て、連絡・依頼・紹介 状の作成等を行い、必要な場合には 同行して引き継ぐようにしている。		
		継ぐようにしている。			
(2)個別支援計 画の策定	①個別支計画の策定に あたっては、利用者	□ 1.利用者(及び必要に応じて家族 等)の要望を記録している。	□ 1. <u>利用者の家族等</u> の要望を記録している。		
	の状況を十分に把握 していますか。	□ 2.利用者自身の身体的・心理的・社 会的状況を把握し、その評価(アセ スメント)内容を所定の様式で記録	□ 2.利用者自身の身体的・心理的・社 会的状況を把握し、その評価(アセ スメント)内容を所定の様式で記録		
		している。 □ 3.事故や病気を防止するために利	している。 □ 3.事故や病気を防止するために利		
		用者の行動の特徴や健康上の留意 事項を確実に把握している。	用者の行動の特徴や健康上の留意 事項を明文化している。		
	②個別支援計画の策定	□ 1.個別支援計画策定のために、会議	事項を<u>例文化している</u>。□ 1.個別支援計画策定のために、会議		
	や見直しのために会	等を開催している。	等を開催している。		
	議等を開催していま すか。	□ 2.個別支援計画の見直しを検討するための会議が<u>年に 2 回以上</u>行われている。	□ 2.個別支援計画の見直しを検討するための会議が <u>定期的に</u> 行われている。		
		□ 3.緊急に計画の見直しが必要な場合は随時会議・検討会を行っている。	□ 3.緊急に計画の見直しが必要な場合は随時会議・検討会を行っている。		
		□ 4.会議の内容は、所定の様式により 記録・保存されている。	□ 4.会議の内容は、所定の様式により 記録・保存されている。		
		□ 5.会議には、関係職員のほか、 <u>利用</u> <u>者(及び必要に応じて家族等)</u> の意 見を反映することができる。	□ 5.会議には、関係職員のほか、 <u>利用</u> 者の家族等の意見を反映すること ができる。		
	③個別支援計画の内 容は具体的で、同時 に利用者(及び必要	□ 1.所定の様式により、個別支援計画は書面で示され、支援の目標・方法・期間等が具体的に記載されてい	□ 1.所定の様式により、個別支援計画 は書面で示され、支援の目標・方 法・期間等が具体的に記載されてい		
	<u>に応じて家族等)</u> と の合意が得られて いますか。	る。 □ 2.利用者 (及び必要に応じて家族 等) の参加・不参加に拘わらず、個	る。 □ 2. <u>利用者家族等</u> の参加・不参加に拘 わらず、個別支援計画の決定は <u>利用</u>		
	(修正) 個別支援計画の内 容は具体的で、同時	別支援計画の決定は <u>利用者(及び必</u> 要に応じて家族等)の同意のもとに 行われている。	者家族等の同意のもとに行われている。		
	に <u>利用者の家族等</u> と の合意が得られてい ますか。	□ 3.個別支援計画は、利用者が生活する地域の福祉サービスや社会資源を活用できるような内容になって	□ 3.個別支援計画は、利用者が生活する地域の福祉サービスや社会資源を活用できるような内容になって		
		いる。	いる。		

表2.「利用者に応じた個別支援プログラム」評価項目の修正(その2)

↓ (3)個別支援計 ①			
画の実施	提供されているサ ービスは、個別支援	1. <u>利用者又は家族等</u> に、支援計画に 基づくサービスの目標や方法を具	□ 1. <u>利用者の家族等</u> に、支援計画に基づくサービスの目標や方法を具体
	計画に基づいて行	体的に説明している。	的に説明している。
	われていますか。	2.個別支援計画に基づき提供され	□ 2.個別支援計画に基づき提供され
'	1240 (4.7 4 77.9	る各種サービスは、マニュアル化さ	る各種サービスは、マニュアル化る
		れている手順に従って提供されて	れている手順に従って提供されて
		いる。	いる。
		3.提供されたサービスは、その内	□ 3.提供されたサービスは、その内
		容、実施日時、回数、結果等が確実	容、実施日時、回数、結果等が確写
		に記録されている。	に記録されている。
2	サービスの適否を	1.所定の手順に従ってサービスの	□ 1.所定の手順に従ってサービスの
	確かめ、必要に応じ	適否を日常的にチエックし、 <u>利用者</u>	適否を日常的にチエックし <u>、その</u> 多
,	て改善を図ってい	の納得が得られているか否かを確	当性が職員間で確かめられ、そのこ
	ますか。	<u>かめている</u> 。	<u>善が図られている</u> 。
		2.サービスが不適切であったり、利	□ 2.サービスが不適切であったり、和
		用者の要望に応えていない場合に	用者の要望に応えていない場合に
		は、速やかに見直しが行われ、改善	は、速やかに見直しが行われ、改割
		が図られている。	が図られている。
		3.改善しても十分な結果が得られ	□ 3.改善しても十分な結果が得られ
		ない場合、新たなサービスの開発を	ない場合、新たなサービスの開発を
		試みるとか、他の施設等を利用する	試みるとか、他の施設や幼稚園、伊
		ことなども検討することにしてい	<u>育所等</u> を利用することなども検ますることにしている。
(4)地域生活へ ①	地域生活を身近な	る。 1.グループホーム等の見学や体験	りることにしている。 □ 1.他の施設や幼稚園、保育所の利用
	「地域生活をヲ近な ものに感じられる	1. <u>クルークホーム等の見字や体験</u> 的利用ができるように、情報や資料	ができるように、情報や資料を用意
	ものに恋しられる	<u>町利用</u> がくさるように、旧報や資料 を用意している。	している。
	会や情報を提供し	2.地域生活に関しての利用者の相	□ 2.他の施設や幼稚園、保育所で保育
	ていますか。	談に応じたり、利用者自身の学習を	が受けられるよう家族等の相談に
		支援している。	応じたり、利用者自身の学習を支払
			している。
2	必要に応じて、地域	1.地域生活に関する利用者の意向	□ 1.地域の他の施設、幼稚園、保育原
1 2	生活への個別移行	を、必要に応じて確かめるように努	等の利用に関する利用者の家族等
	計画が策定されて	めている。	の意向を、必要に応じて確かめる。
	ハますか。		うに努めている。
11-	修正)	2.地域生活への移行計画の策定に	□ 2.地域の他の施設、幼稚園、保育原
	当該施設から他の施	際しては、地域の関係機関からも協	等への移行計画の策定に際しては、
	没あるいは幼稚園、 日本王 の宮佐笠の	力を得ている。 3.策定された個別移行計画は、 <u>利用</u>	地域の関係機関からも協力を得る
	保育所への家族等の 希望する場合を含む	る.	いる。 □ 3.策定された個別以降計画は、利月
	山玉りの物口で口む	<u> </u>	者の家族等の合意に基づいている。
3	個別移動計画の内	1.実際に移行する場合には、そのた	1.実際に移行する場合には、そのだ
_	容は、無理なく他の	めの支援プログラムが用意されて	めの支援プログラムが用意されて
	教育・福祉環境に適	いる。	いる。
	芯できるものです	2.地域生活への移行支援では、でき	2.地域生活への移行支援では、でき
;	δ× ₀	る限り利用者が主体的に <u>生活設計</u>	る限り利用者が主体的に活動でき
		<u>する</u> よう配慮している。	<u>る</u> よう配慮している。
		3.一定の期間は、試験的に地域生活	3.一定の期間は、試験的に地域の化
		を経験することのできるシステム	の施設、幼稚園、保育所等を体験す
		になっている。	ることのできるシステムになって
		4.近隣の住民には、利用者に対する	いる。
		理解と協力を得ている。	□ 4.近隣の住民には、利用者に対する 理解と協力を得ている。
(5)退所後の支 ①	退所後に必要な支	1.利用者の同意を得て、退所後も定	□ 1.利用者の家族等の同意を得て、追
	爰をしていますか。	期的に連絡し合う体制を設けてい	所後も定期的に連絡し合う体制を
"		る。	設けている。
		•	□ 2.退所後の、緊急事態等の場合に係
		2.退所後の、緊急事態等の場合に備	え、相談窓口(担当者)を置いてい
		え、相談窓口(担当者)を置いてい	る。
		7	
		る。 3.削除	□ 3.削除

表3.「利用者に応じた個別支援プログラム」評価項目の修正(その3)

			,
(6)自己実現の 視点	①利用者の自己実現 の視点に基づくプ ログラムがありま すか。	1.社会生活力を高めるために、障害 の理解や調理・洗濯・買い物・交通 機関利用等についての学習・訓練プ ログラムが用意されている。	□ 1. <u>社会的技能</u> を高めるために、 <u>必要</u> <u>な</u> 学習・訓練プログラムが用意され ている。
	,	2.施設外の社会資源について、十分な情報が提供され、そのための学習や体験の機会が設けられている。 3.必要に応じて、自己表現の技能や話し方について支援している。 4.利用者自身が人権意識を高められるように、情報や資料の提供を行っている。	□ 2.施設外の社会資源について、十分な情報が提供され、そのための学習や体験の機会が設けられている。 3.自己表現の技能や話し方について支援している。 □ 4.削除。
(7)家族との連携	①家族には日常的に 情報が提供され、必 要な場合にはいつ でも連絡できます か。	1.面会・訪問・連絡ノート・施設だより等を介して、家族には組織的に情報が伝えられ、また家族からの要望も得られるようになっている。 2.家族が希望する場合は、生活や活動の様子をいつでも見ることができる。 3.家族向けの広報紙発行や、家族向けの講演会や学習会等を実施している。 4.施設利用とは直接関係ない事柄でも、家族からの相談には幅広く応じている。	□ 1.面会・訪問・連絡ノート・施設だより等を介して、家族には組織的に情報が伝えられ、また家族からの要望も得られるようになっている。 □ 2.家族が希望する場合は、生活や活動の様子をいつでも見ることができる。 □ 3.家族向けの広報紙発行や、家族向けの講演会や学習会等を実施している。 □ 4.施設利用とは直接関係ない事柄でも、家族からの相談には幅広く応じている。
	②自宅での利用者と 家族のためにも支 援していますか。	1.休日や帰宅中の過ごし方については必要に応じて利用者及び家族等と話し合いながら主体的な生活が営まれるように支援している。 2.自宅での生活に際しては、地域の社会資源を有効に利用するように、あらかじめ必要な情報を収集し、提供している。 3.帰宅中の生活では、利用者の生活の質(QOL)をより高められるように利用者や家族と協議して具体的なプログラムを用意している。	1.休日や帰宅中の過ごし方については利用者及び家族等と話し合いながら <u>自発的</u> な生活が営まれるように支援している。 2.自宅での生活に際しては、地域の社会資源を有効に利用するように、あらかじめ必要な情報を収集し、提供している。 3.自宅での中の生活では、利用者の生活の(QOL)をより高めましてように利用者や家族等と協議して具体的なプログラムを用意している。